

監査委員公表第6号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和5年12月25日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 善波 宣雄

1. 監査の種類
定期監査
2. 監査の実施日
令和5年11月15日（水）
3. 監査を行った監査委員
監査委員 間中 晟
監査委員 善波 宣雄
4. 監査対象とした部課等
教育部教育総務課
教育部生涯学習課
5. 監査の範囲
令和5年度9月末における財務並びに事務の執行状況
6. 監査の実施内容
財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、監査説明書により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

7. 所掌事務の概要

(1) 教育総務課

教育委員会会議、教育財産、学校給食及び学校給食共同調理場、学校の教育課程・学習指導・児童生徒指導等、小中一貫教育に関すること、ICT教育の推進に関すること等を担当している。

(2) 生涯学習課

社会教育委員会、生涯学習センターの管理及び運営、スポーツ推進委員、社会体育施設の管理及び運営、図書館施設の管理及び館内の取締り、図書館協議会に関すること等を担当している。

8. 監査結果

各課とも令和5年度予算の執行及び所管業務等財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められる。

以上